



令和2年2月25日

可児市長 富田 成輝 様

可児市上下水道事業経営審議会
会長 丸山 恭司

可児市下水道事業の適正な使用料について（答申）

令和元年12月10日付け水料第50号により当審議会に諮問された「可児市下水道事業の適正な使用料（料金算定期間 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間）」について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 答申

下水道使用料については、現在の下水道使用料（税抜き）を適正な使用料とし維持することが適当である。

また井戸水等使用世帯における認定水量については、現状の使用状況を踏まえ変更することが適当である。

2 審議内容

別記のとおり

1. 下水道事業の経営状況について

本市の下水道事業会計は地方公営企業法の全部適用を受け、平成 29 年度から企業会計方式に移行している。企業会計方式を用いることで、一般会計と異なり複式簿記による経理で収益的収支及び資本的収支の算定が可能となることから、経営成績（損益計算書）と財政状態（貸借対照表）を明らかにすることができる。それにより下水道事業の経営上の課題が明らかとなる。

法適用後の平成 29 年度及び平成 30 年度の決算では当期純利益がプラスであり、今後も毎年 5 億円程度の利益が見込まれる。貸借対照表及びキャッシュフロー計算書においても資金ショートしていないため健全な財政状態であると言える。しかし、今後は下水道施設の老朽化による大規模な更新を行う必要があり、また適正な維持管理を実施していくために大きな財源確保が必要であるため、将来の財政状況が現状のまま健全な状態であるとは限らない。下水道事業の安定的・効率的な経営を持続させるために、隨時経営状況を把握し定期的に下水道使用料の見直しを検討する必要がある。

【詳細状況】

- ・下水道使用料だけでは全ての費用を賄うことが出来ず、国が定める操出基準により一般会計から繰り入れることで当期純利益が出ている。
- ・資本的収支の差額について、下水道事業のインフラ資産は工事費が大きいために通常は赤字となる。よって内部留保資金が蓄積されるまでは収益的収支における毎期の利益や減価償却費によりそれらの赤字を補填する必要がある。内部留保資金が確保されれば資本的収支の差額を賄えるため、当期純利益を予定処分する必要はなくなる。
- ・資金収支については公営企業会計移行時に引き継いだ現金が少なかったため、当面は当年度の利益を資本的収支差額の補填に使用しなければならないこともあり、厳しい状況が続くことが予想される。
- ・企業債については今まで管渠布設や処理場の整備に多額の借入を行ってきたため毎年 16 億円程度の償還額が発生している。しかし、その起債償還額のピークは経過しているので今後は徐々に負債が減少していく。
- ・昭和 63 年より整備を進め平成 6 年 10 月より順次供用を開始している。排水施設やマンホール蓋等の設備が老朽化しており、今後はそれらの更新を行っていく必要がある。
- ・計画的な設備更新及び維持管理を行うために「下水道長寿命化計画」や「ストックマネジメント計画」を策定して効率的な更新を目指している。

2. 下水道使用料体系について

可児市の下水道使用料は基本使用料及び従量使用料の二部使用料制となっており、現行の使用料は可児市下水道条例が施行された昭和 63 年以降変更していない。

県内他市の使用料と比較すると高い方から 21 市中 12 位となっている。

【現状分析】

<料金表（税抜）>

基本使用料	10 m ³ 以下	11 m ³ ～40 m ³	41 m ³ ～250 m ³	251 m ³ 以上
670 円	80 円/m ³	150 円/m ³	165 円/m ³	175 円/m ³

適正な使用料水準であるかどうかを判定するために、日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」で示されている使用料改定率を用いて計算した。使用料算定期間（令和 2 年度から 6 年度）における収益的収支と使用料対象経費を見積つもり、使用料改定率を算出すると約 97% という結果が得られた。改定率が 100% に近い数値となるため、使用料対象経費を使用料収入で賄えておりかつ回収しすぎていないといえる。

<現行の井戸水等使用世帯認定水量>

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	5人を超える1人増すごとに
1月当たりの認定水量	16 m ³	20 m ³	26 m ³	31 m ³	34 m ³	2 m ³

一般の家庭においては下水道の使用量は上水道の使用水量としており、井戸水のみ使用世帯及び上水道井戸併用世帯では井戸の汚水量（メーター未設置）がわからないために、世帯人数により認定汚水量を定めて使用料算定を行っている。井戸水を併用している世帯は認定水量とメーターで測定された上水道使用量と比較して多い方が料金算定の汚水量となる。

現行の認定水量は昭和 63 年施行の条例で設定された数値であり、現在の井戸水使用状況の実態に即していない。県内他市と比較すると 1 人及び 2 人世帯においては当市が高めに設定されていることが判明した。水道使用量は、節水意識の向上や機器の性能向上により年々減少傾向にある。

過去の実際に使用した水道使用量をもとに、各世帯における一般的な水道使用量の平均値を求めるに、現行の認定水量に対して全ての世帯で乖離が見られた。また、井戸水等使用世帯は年々減少（井戸の廃止）しており、認定水量を変更したことによる下水道事業経営への影響は少ない。

3. 審議結果

【下水道使用料の現状維持】

下水道使用料に関しては経営状況と改定率の試算結果をもとに慎重に検討しなければならない。下水道施設の更新・維持のために使用料を上げて対応するという考えについて、現状では毎期利益が出ており資金残高も維持できている状況で、市民の負担を増やしてまで使用料を上げる必要はない。また、将来の下水道施設の大規模な更新には十分な財源確保が必要である。しかし、内部留保資金が少ないとから、使用料を下げると今後の下水道事業経営が厳しくなることが予想される。

よって、使用料を現状維持として更なる経営努力を行い、施設更新を効率的に実施していくことが重要である。

【井戸水等使用世帯における認定水量の変更】

井戸水等使用世帯における現行の認定水量は、水道使用水量の平均値と比較して大きな差が見られる。よって、5 人世帯までは現状に即した水道使用水量の平均をもとにした認定水量とするのが妥当である。また、5 人世帯以上については現行の認定水量を考慮して 1 人増すごとに 3 m³ 加算とするのが妥当である。

<改定後の井戸水等使用世帯認定水量>

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	5人を超える1人増すごとに
1月当たりの認定水量	12 m ³	19 m ³	22 m ³	24 m ³	27 m ³	3 m ³

付 属 資 料

資料1 可児市上下水道事業経営審議会委員名簿

資料2 可児市上下水道事業経営審議会の開催状況

資料3 諮問書（写）

資料4 可児市上下水道事業経営審議会条例

可児市上下水道事業経営審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	選任区分
会長	まるやま やすし 丸山 恭司	愛知工業大学経営学部 教授	学識経験を有する者
副会長	おおすぎ もりへい 大杉 守平	可児市自治連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	あきやま みつおき 秋山 光起	可児市民生委員児童委員連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	かわさき あい や 川崎 愛彩	女性市民委員	その他市長が必要と認める者
委員	こにし すみこ 小西 澄子	可児商工会議所女性会	公共的団体等の役員又は職員
委員	たかはし じゅん 高橋 淳	協同組合岐阜県可児工業団地管理センター	公共的団体等の役員又は職員
委員	たぶせ けんじ 田伏 健志	可児市P T A連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	のむら かずこ 野村 和子	可児市社会福祉協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	はやし あきえ 林 昭恵	可児市健友連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	まえだ のぶひさ 前田 伸寿	可児商工会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	むかい まさよし 向井 正義	名古屋税理士会多治見支部	学識経験を有する者
委員	わたなべ まさや 渡邊 晶哉	一般社団法人可児青年会議所	公共的団体等の役員又は職員

可児市上下水道事業経営審議会の開催状況

令和元年度 第1回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和元年11月12日（火）午後7時00分から午後8時30分まで
- ・場 所 可児市総合会館4階 第2会議室
- ・出席者 委員11人（欠席1人）、事務局12人
- ・内 容 平成30年度可児市上水道事業決算状況の説明、下水道事業経営戦略モニタリング結果の報告、令和元年度下水道使用料に係る諮問の予告

令和元年度 第2回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和元年12月10日（火）午後6時00分から午後7時15分まで
- ・場 所 可児市総合会館4階 第2会議室
- ・出席者 委員10人（欠席2人）、事務局10人
- ・内 容 諮問書の交付、可児市下水道事業の財政状況報告、下水道使用料の検討、井戸水等使用世帯における認定水量の検討、経営戦略の改定について

令和元年度 第3回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和2年1月21日（火）午後6時00分から午後6時45分まで
- ・場 所 可児市総合会館4階 第2会議室
- ・出席者 委員11人（欠席1人）、事務局10人
- ・内 容 下水道使用料及び井戸水等併用世帯における認定水量の検討（継続）、答申内容の方向性の検討

令和元年度 第4回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 令和2年2月18日（火）午後6時00分から午後●時●●分まで
- ・場 所 可児市総合会館4階 第2会議室
- ・出席者 委員●人（欠席●人）、事務局10人
- ・内 容 答申内容のまとめ、令和2年度可児市上下水道事業予算説明



水料第 50 号
令和元年 12 月 10 日

可児市上下水道事業経営審議会
会長 丸山 恭司 様

可児市長 富田 成輝

諮詢書

可児市下水道事業の適正な使用料について諮詢しますので、貴審議会のご意見を賜りますようお願いします。

○可児市上下水道事業経営審議会条例

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関し必要な調査及び審議を行うため、可児市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(可児市水道料金審議会条例の廃止)

2 可児市水道料金審議会条例（昭和 62 年可児市条例第 23 号）は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。